

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年 8月 28日

大分市長 足立 信也

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰の影響を受けている商店街等に対し、商店街等が維持・管理をする街路灯又は防犯灯（以下「街路灯等」という。）、アーケード、看板等の照明の省エネ対応に係る経費の一部を補助するために交付する大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象商店街)

第2条 補助金の交付の対象となる商店街等（以下「補助対象商店街」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合（商店街をその地区内に有するものに限る。）

- (3) 任意に組織された商店街
- (4) 大分市都町活性化協議会
- (5) 野津原町商工会
- (6) その他市長が特に必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 過去にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象商店街が電気代の負担軽減を図るため行う、当該補助対象商店街が維持・管理をする街路灯等、アーケード、看板等の照明のLED器具への交換、更新等の省エネ対策とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 蛍光灯等からLED器具への交換に要する費用
- (2) LED器具の更新（次に掲げる要件を満たすものに限る。）に要する費用

ア 設置後8年を令和5年度中に経過するものの更新であること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(7) 更新前と比較して消費電力(W)が15パーセント以上削減されること。

(4) 更新前と比較して発光効率(lm/W)が15パーセント以上向上すること。

(7) 更新後のLED器具が、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であること(更新前のLED器具の規格が不明な場合に限る。)

ウ 国の補助金等を活用しているLED街路灯にあつては設置後10年を、アーケード照明等の照明設備にあつては設置後15年を経過していること。ただし、照明の不点灯又は明らかな照度の低下により機能を果たしていないと認められる場合は、この限りでない。

(3) 省エネ仕様の街路灯等への更新に要する費用

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

(1) 土地の造成及び土地、建物等の使用、取得又は補償に要する経費

(2) 街路灯等の維持又は管理に要する経費(電気料金及び賃借に要する経費を含む。)

(3) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)(消費税等の免税事業者及び消費税等の簡易課税事業者に係る消費税等を除く。)

3 第1項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助等を受けている場合においては、同項の規定による補助対象経費の合計額から当該補助等の額を控除して得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 省エネ対応に係る見積書

(4) 交換又は更新をする場所を示した位置図

(5) 交換又は更新をする場所の所有者等の承諾書の写し（既存設備を撤去し、別の場所に新たに設置する場合に限る。）

(6) 交換又は更新をする商店街の合意形成がされたと分かる書類（総会議事録、商

店街加盟店舗等の同意書等) の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行った上で、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(概算による交付)

第8条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。この場合において、市長は、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金概算交付通知書(様式第3号)により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(変更の申請等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金補助事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行った上で、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金補助事業変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和6年2月29日までに大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を行った上で、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し

なければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5年 9月 1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定による交付の決定を受けた補助事業者については、なおその効力を有する。

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付申請書

大分市長 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者名
担当者名
連絡先

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

- | | |
|------------|--------|
| 1 補助対象経費 | _____円 |
| 2 補助金交付申請額 | _____円 |
| 3 添付書類 | |

第 号
年 月 日

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金概算交付通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金について、次のとおり概算で交付するので、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 _____円
- 2 補助金概算交付額 _____円

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金補助事業変更承認申請書

大分市長 殿

（補助事業者）

所在地

団体名

代表者名

担当者名

連絡先

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金に係る事業について変更をしたいので、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助対象経費	変更前	_____円
	変更後	_____円

4 補助金交付申請額	変更前	_____円
	変更後	_____円

5 添付書類

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金補助事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金補助事業に係る変更については、次のとおり承認したので、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日及び通知書番号 年 月 日
第 号
- 2 変更後の補助対象経費 _____ 円
- 3 変更後の補助金交付決定額 _____ 円
- 4 補助の条件

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金補助事業実績報告書

大分市長 殿

（補助事業者）

所在地

団体名

代表者名

担当者名

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金については、その事業を完了したので、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 補助対象経費 _____ 円
- 4 添付書類

第 号
年 月 日

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金について、その額を次のとおり確定したので、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金の交付確定額

_____ 円

年 月 日

大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付請求書

大分市長 殿

（補助事業者）

所在地

団体名

代表者名

担当者名

連絡先

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金について、大分市商店街等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
種類	普通 当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)